

県吏員職員退隠料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県条例第四十八号

県吏員職員退隠料条例の一部を改正する条例

県吏員職員退隠料条例（昭和八年十一月奈良県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二十条ノ二ただし書中「刑執行猶予」を「刑ノ全部ノ執行猶予」に改め、「停止セス」の下に「刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セス」を加え、同条後段中「其言渡ヲ」を「之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ」に改める。

第二十九条第一項ただし書中「但シ刑ノ」の下に「全部ノ」を、「停止セス」の下に「刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セス」を加え、同項後段中「其ノ言渡ヲ」を「之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ」に改める。

#### 附則

この条例は、規則で定める日から施行する。